

北上市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

令和2年3月12日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、北上市議会議員（以下「議員」という。）の職責及び北上市議会への市民の信頼の確保を図るため、議員が議会活動を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、北上市議会議員の議員報酬及び費用弁償等条例（平成20年北上市条例第35号。以下「議員報酬条例」という。）の適用の特例を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げる会議及び活動をいう。

ア 北上市議会定例会において開く通常会議及び臨時会議及び臨時会

イ 北上市議会委員会条例（平成3年北上市条例第175号）の規定により設置された委員会

ウ 北上市議会会議規則（平成3年北上市議会規則第1号）第164条に規定する協議又は調整を行うための場

エ 北上市議会会議規則第105条に規定する委員の派遣

オ 北上市議会会議規則第165条に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 議員が、疾病その他の事由により市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間で、当該期間が180日を超えるものをいう。

(届出)

第3条 議員は、長期欠席することとなったときは、その旨を長期欠席届出書（様式第1号）により議長に届け出なければならない。この場合において、議員自らが届け出ることができないときは、当該議員の代理人として当該議員の親族が届け出ができるものとする。

2 議員は、前項の規定による届出後に長期欠席の期間を終え、又は終える見込みとなったときは、その旨を復帰届出書（様式第2号）により議長に届け出なければならない。

3 議長は、前2項の規定による届出があったときは、これを認定し、必要と認める場合は、医師が記載した証明書等を求めることができるものとする。

(議員報酬の減額)

第4条 議員の長期欠席した場合の議員報酬は、議員報酬条例第2条に規定する職に応じた議員報酬の月額に、次の表の左欄に掲げる長期欠席の期間の区分に応じ、同

表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減額して支給する。

| 長期欠席の期間 | 減額割合 |
|-------------------|---------|
| 180日を超える365日以内の期間 | 100分の25 |
| 365日を超える期間 | 100分の50 |

- 2 前項の規定は、長期欠席の期間が180日を経過する日の翌日から長期欠席の期間が終了する日までの期間に係る議員報酬について適用する。
- 3 前2項の規定により議員報酬を減額して支給する期間内に1月未満の端数があるときは、その月分の議員報酬は、日割計算により減額して支給するものとする。
- 4 前項の日割計算の方法は、議員報酬の月額に減額を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除した額に第1項に規定する減額割合を乗ずるものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定により議員報酬を減額して支給する場合において、第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間の区分が月の途中で変更となるときは、その月分の議員報酬は、その区分ごとに日割計算により減額して支給するものとする。
- 6 前項の日割計算の方法は、第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間の区分ごとに、それぞれ議員報酬の月額に減額を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除した額に長期欠席の期間の区分に応じて同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を合計するものとする。

(期末手当の減額)

第5条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を減額して支給された月があるときの期末手当は、議員報酬条例第5条に規定する期末手当の額に、基準日における前条第1項の表の左欄に掲げる長期欠席の期間の区分に応じ、同表の右欄に定める減額割合を乗じて得た額を減額して支給する。

- 2 前項の場合で基準日において長期欠席の期間が終了しているときは、同項に規定する期末手当の減額割合は、同項の規定にかかわらず、その終了時における議員報酬に係る減額割合とする。

(適用除外)

第6条 次に掲げる事由により議員活動を引き続き長期間休止したときは、前2条の規定は、適用しない。

- (1) 市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成元年岩手県市町村総合事務組合条例第10号）第4条第2項の規定により認定された公務又は通勤により生じた災害
- (2) 女性議員の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書きを除く。）に規定する期間の範囲内に限る。
- (3) 災害その他議長が認める事由
(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他の身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日（保釈により当該処分が一時解除される場合にあっては、一時解除される日）までの期間は、議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する期間内に1月未満の端数があるときは、その月分の議員報酬は、日割計算により支給するものとする。

3 前項の日割計算の方法は、議員報酬の月額に支給を要する日数を乗じ、これをその月の現日数で除するものとする。

（期末手当の支給停止）

第8条 基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を停止されたとき及び保釈により同条第1項に規定する処分が一時解除され、判決が確定していないときは、期末手当の支給を停止する。

（停止されていた議員報酬及び期末手当の支給）

第9条 前2条の規定により支給を停止されていた議員報酬及び期末手当は、当該停止に係る刑事事件について公訴を提起しない処分があったとき又は当該停止に係る刑事事件の無罪の判決（無罪と同様の効果を有する判決及び決定を含む。以下この条において同じ。）が確定したときは、当該処分があった日又は当該無罪の判決が確定した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

（議員報酬の不支給）

第10条 第7条の規定により議員報酬の支給を停止された場合で当該停止に係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、停止されていた議員報酬は、支給しない。

（期末手当の不支給）

第11条 第8条の規定により期末手当の支給を停止された場合で当該停止に係る刑事事件に関して有罪の判決が確定したときは、停止されていた期末手当は、支給しない。

（端数計算）

第12条 この条例の規定により計算した議員報酬及び期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（減額、支給停止及び不支給の効力）

第13条 前任期において、この条例の規定により議員報酬等の減額、支給の停止又は不支給とされた議員が議員の資格を失い、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、支給の停止及び不支給の効力は、当該任期に及ばないものとする。

（疑義の決定）

第14条 この条例の適用に関し、疑義が生じたときは、議長が規則で定める各派代表者会に諮って決定するものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

長期欠席届出書

年　月　日

北上市議會議長 様

北上市議會議員

住所

氏名

届出人
住所
氏名

）

北上市議會議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第1項の規定により届け出ます。

- | | | | | | | |
|---------|---|---|-----|---|---|-----|
| 1 欠席の期間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 2 欠席の事由 | | | | | | |
| (1) 疾病 | | | | | | |
| (2) その他 | | | | | | |
| 3 備考 | | | | | | |

様式第2号（第3条関係）

復帰届出書

年　月　日

北上市議會議長 様

北上市議會議員
住所
氏名

北上市議會議員の議員報酬等の特例に関する条例第3条第2項の規定により届け出ます。

1 復帰日 年 月 日から

2 備考